

千葉県気候危機行動キャンペーン普及啓発動画作成業務委託の質問に関する回答書

令和3年4月28日

No.	質問項目	質問内容（原文そのまま）	回 答
1	仕様書4（3）	デジタルサイネージの広告料金は本委託費に含めるという認識でよろしいですか？	そのとおりです。
2	仕様書4（3）ア	作成した動画の掲出場所（デジタルサイネージ）ですが、下記の媒体でよろしいでしょうか？ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 千葉駅</li> <li>・ JR 海浜幕張駅</li> <li>  上記2駅【J・AD ビジョン】</li>   <li>・ JR 蘇我駅</li> <li>・ JR 稲毛海岸駅</li> <li>・ JR 西千葉駅</li> <li>・ JR 稲毛駅</li> <li>・ JR 幕張本郷駅</li> <li>  上記5駅【NewDays ビジョン】</li> </ul>	そのとおりです。
3	仕様書4（3）ア	各駅のデジタルサイネージの仕様、減免適用時の広告料金をご教示ください。	デジタルサイネージの仕様については、各々でご確認ください。 広告料金は減免されません。
4	仕様書4（3）ア	令和3年8月～10月の期間中に夏用を「2ヶ月間分」、令和3年11月～令和4年1月の期間中に冬用を「2ヶ月間分」という解釈でよろしいですか？	そのとおりです。